

平成30年度生駒市人権施策審議会（第2回）会議録

日 時 平成30年12月17日（月）午前9時30分～11時30分
場 所 生駒市役所401会議室
出席者 石倉委員、渋谷委員、丹羽委員、山崎委員、石川委員、安田委員、山田委員、
芝下委員、山口委員
事務局 奥田市民部長、中田人権施策課長、西川人権施策課長補佐
（株名豊 大川主任）
傍聴者 無し

【会議の内容】

事務局：＜資料確認＞＜審議会の成立＞＜開会公開の了解＞＜録音許可＞

各委員：＜了解＞

会 長：＜会長挨拶＞

事務局：会議については、「生駒市人権施策審議会規則第5条第1項」により会長が進行。

会 長：案件(1)人権に関する市民意識調査集計結果報告書(案)について、事務局から説明をお願いする。

事務局：(案件(1)人権に関する市民意識調査集計結果報告書(案)について説明)

委 員：自由意見の「保護・救済」だが、当初内容が差別を助長する内容である。

会 長：生活保護バッシングの典型である。自由記述についてコメントが書けないならば全部削除した方がよい。

会 長：自由意見の内容については、年内いっぱい委員から意見を頂いて会長と副会長で調整する。

委 員：意見の内容は別のカテゴリーに分類する方がよいと思うものがある。

会 長：自由記述のまとめかたはどうしているのか。

事務局：前回の平成25年度のまとめ方を参考にしたので、分類の変更は可能である。

委 員：家庭教育の中にLGBTが良いと思う意見が一つある。インターネットは分類ごとに記述が点在するので、インターネットによる人権侵害はまとめて記述した方がよい。

会 長：インターネットに関する意見は、まとまった数があれば一項目を設けるように調整する。LGBTも意見が少ないので一つでも多い方がよい。

委 員：同和問題の意見の中には、特定の人達による問題で同和地区全体の人達にレッテルを貼るような表現が見られる。このような表現は削除した方がよい。

事務局：削除します。

会 長：自由意見は、事実誤認によって差別されているという表現にした方がよい。誤った情報から差別につながるなので、その点を明確にさせるために、事実に基づかな

い事実誤認により削除する。

委員：以前、水平社に見学に行ったとき、この辺りは改良住宅だと説明を受けた。差別を受けた経緯を語り、今はどうなったのかを語らない。改良住宅もあるという表現があつて、それを聞いた人は優遇されていると感じる。

委員：特定の団体に配慮することが無いよう期待するという内容もあるが、今は殆ど無い。こうした意見もあるので疑いを招く。行政側にもより一層の啓発が必要だ。

委員：事実誤認の意見に対しての措置だが、削除ではなく、事実を書いた注記を入れればどうか。抽象的な意見だけが残ってしまう。少しでも事実誤認があれば削除となれば、実際に誤認していることが分からないので、個々の箇所に注記を入れた方が良い。

委員：自由意見がHPに掲載されたとき、アンケート記入者が自分の意見を削除されたことと認めた場合、行政は都合の悪い事実を隠しているとか反応する。しかし、誤認している全部の意見に注記を入れるのは難しい。同和問題だけでもこれほど見つけられたので、他の項目にも数多くの事実誤認が隠れている可能性がある。LGBTが女装して男性のことをLGBTが何十種類もあり、それを全部知ってほしいと書くとしめます。事実誤認がいっぱい入っている可能性があるので専門的な人に見てもらった方が良い。このまま載せれば変だと思われる箇所がある。

委員：多様な意見だが、そのまま載せるというのも一つの案。

会長：もう一つの対応方法として、基本計画の同和問題の記述に、アンケートの結果ではいくつかの事実誤認が見られる、事実誤認が無くなる形で行政が対応することを加えることはどうか。アンケートは削除して、基本計画の文章中に市民の中に誤った認識を持った人がいると書く。

委員：それは必要だと思う。記述を見る人はそうかなと思う人が殆どだ。

会長：基本計画の方は自分が差別されるか否かという内容で、自由記述で書いた人が差別していることまで触れていない。基本計画策定の方針中の「偏見や差別などが社会問題化」という箇所に「事実に基づかないことから発生していること」を入れるなど、課題に入れて欲しい。人権は大事だという話だけではなく、誤った認識のために差別を受けて悩みを抱えた多くの人達がいるから、その認識を改めようということも含めた啓発をしないと意味が無い。事実認識を正すことも人権啓発だ。

委員：事実誤認が大量に出た項目については、個々には出ていないと思うので、削除したものが多項目があれば、基本計画に特記した方が良い。同和問題の他に削除したものが多項目はあるか。

事務局：多項目は無い。基本計画にその問題点を盛り込んだ方が良いと思われる。

会長：基本計画策定の方針中の「不十分なところがあり、人権侵害を受けた」に「誤った認識に基づく差別や偏見もみられるが」という表現をつなげる。この審議会において自由記述で削除したものを検討した方が良い。

委員：反論ではないが、現実はこちらなんだということを注記してもらいたい。自由意見が全て掲載されれば大変なことになるので検討して欲しい。

会長：審議会で調整することをお願いする。

会長：案件(2)生駒市人権施策に関する基本計画第2次(案)について、事務局から説明をお願いする。

事務局：(案件(2)生駒市人権施策に関する基本計画第2次(案)について説明)

会長：行政文書なので、年度を西暦と併記させた方がよい。平成29(2017)年度、新元号5(2023)年度といった表示にした方が、年の経過が分かりやすくよい。

委員：日本語教室の学習者数ですが、平成29(2017)年度の1,203人で、目標値では5年後の新元号4(2022)年度に9,000人まで増えるのですか。

事務局：この数値は延べ人数です。

委員：9,000人の目標設定は宜しいが、就労者とその家族が入りやすいように、アクセスや時間帯の対応を考えておく必要があるのではないか。

会長：時間と場所を増やす必要がある。

事務局：現在、北コミュニティセンターで毎週木曜日の午後6時半から、図書館で毎週土曜日の午後6時から実施しています。また、部屋数も増やして対応しています。

委員：南地区に教室を設けることも考えて欲しい。

会長：具体化するためには、調査しニーズを明らかにする必要がある。

委員：子ども権利条約に関して記載が足りない。スクールカウンセラーの配置などを取組目標に反映できないか。

事務局：担当部局に確認する。

会長：できる限り反映できるようにすること。子どもの権利条約の話が出たが、子ども自身が権利の主体であることが基本なので、子どもに理解してもらう必要がある。

委員：取組目標の中で気になる点、子ども同士のいじめの割合を51.8%から26.0%に減らすという目標を掲げている。ただ数値を下げるだけでは、いじめが子どもの人権問題と理解できる子どもの減少になる。

会長：子どもはいじめを認知して理解し、解決力を身に付けることが大事である。子どものいじめに関して、担当部局に相談してください。

委員：片親家庭などの要因で起きた子どもの貧困問題に触れておく必要はないか。大阪とは違い生駒市は貧困問題では目立たないが顕在してからでは遅い。

会長：他に意見がある場合、年内に事務局に連絡調整すること。

会長：その他について、事務局から説明をお願いする。

事務局：①次回審議会の日程については2月28日(木)午前9時30分から市役所401会議室を予定。
②パブリックコメントについて資料配布

会長：閉会